

議事日程(第8号)

令和2年3月18日 午前8時57分開議

- 日程第1 議案第32号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第2 議案第33号 平成31年度吉賀町一般会計補正補正予算(第11号)
- 日程第3 議案第6号 吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 吉賀町地域公共交通会議条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 吉賀町民生相談員に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第20号 吉賀町単独住宅条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第21号 令和2年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第22号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

- 日程第24 議案第27号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和2年度吉賀町一般会計予算
- 日程第27 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 日程第28 発議第2号 農産物検査制度の見直しを求める意見書(案)
- 日程第29 請願第1号 萩・石見空港活性化に関する請願
- 日程第30 陳情第1号 町道二ノ宮線の改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情
- 日程第31 閉会中の継続審査について
- 日程第32 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第2 議案第33号 平成31年度吉賀町一般会計補正補正予算(第11号)
- 日程第3 議案第6号 吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 吉賀町地域公共交通会議条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 吉賀町民生相談員に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第20号 吉賀町単独住宅条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第21号 令和2年度吉賀町水道事業会計予算

- 日程第19 議案第22号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第20 議案第23号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第21 議案第24号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第22 議案第25号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第23 議案第26号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第24 議案第27号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第25 議案第28号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第26 議案第29号 令和2年度吉賀町一般会計予算
日程第27 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
日程第28 発議第2号 農産物検査制度の見直しを求める意見書(案)
日程第29 請願第1号 萩・石見空港活性化に関する請願
日程第30 陳情第1号 町道二ノ宮線の改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情
日程第31 閉会中の継続審査について
日程第32 閉会中の継続調査について

出席議員(11名)

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 藤升 正夫君
12番 安永 友行君	

欠席議員(1名)

8番 大庭 澄人君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前 8 時 57 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 議案第 32 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、議案第 32 号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。それでは、議案第 32 号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを上程させていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定において、準用する同条第 1 項の規定に基づき、吉賀町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度から平成 32 年度）を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求めます。

令和 2 年 3 月 18 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） おはようございます。企画課の深川でございます。私のほうから議案第 32 号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について詳細説明をいたします。

この議案は、過疎地域自立促進特別法の規定により、市町村計画を変更する場合において議会の議決を求めますのでございます。

この法の規定に基づき、この市町村計画で予定する事業につきましては、実施を行う場合において、財源として特別に発行が認められております過疎対策事業債を財源とすることができるということを申し添えて補足とさせていただきます。

本計画は平成28年度から32年度までの5カ年間のもので、平成28年3月に議決をいただいているものの変更となっております。

では、参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

参考資料1ページをごらんください。今回の変更の内容は、事業内容の変更や新規事業の追加、元号改正に伴う変更としております。

順番に説明させていただきます。

別紙1、左から、区分、変更前、変更後の順に記載しております。変更箇所につきましては、下線を引いておりますので、右側の変更後をごらんください。

まず、別紙、区分1の産業の振興、基盤整備事業、農業におきまして、事業内容、農地中間管理機構関連の整備事業ほか米の品質等、3件の追加を行うものでございます。

その下の表に移りまして、観光またはレクリエーションの事業の中に、温泉施設改修事業を追加するものでございます。

次に、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中におきまして、現況と問題点の中の道路延長等修正し、事業内容を変更するものでございます。事業内容につきましては、下段の表、柳原線の幅員の変更、次のページに移りまして、2路線の追加を行っております。

次に、橋梁のうち、西組2号橋維持補修で実施主体の変更と、それを2行おりまして馬橋維持補修ほか、8橋梁の維持補修の追加を行っております。

その下段の表に移りまして、その他として、唐人屋トンネルの補修を追加しております。

下段の表に移りまして、道路整備機械等におきまして、歩道用除雪車整備事業を追加しております。

次、区分3の生活環境の整備としまして、エ)火葬場の内容を追加いたしまして、消防、公営住宅の順番段落を1つずらしているものでございます。

同様に維持、管理におきまして、テ)斎場改修、補修を行い、適正な管理に努めるということを追加しまして、事業内容でございますが、廃棄物処理施設、不燃物処理施設の内容を備品購入、更新、設備更新というのに改めまして、先ほどありました吉賀町斎場改修事業を追加しているものでございます。

その次、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進におきまして、文章中一番下の段になりますが、市民後見人養成講座、「人」が抜けておりましたので、これを追加しているものでございます。

次のページに移りまして、事業内容のうち、高齢者福祉施設の中に、特別養護老人ホームとびのこ苑改修事業を追加しております。

次に、一番下の表になりますが、これは事業計画、過疎自立促進特別事業分、いわゆるソフト

事業分と呼んでおりますが、この中の文章の中に一部ちょっと誤記がありましたので、「図ることのために」となっておりましたのを「図るために」に修正したものでございます。

総括的になりますが、元号にかかるもの平成32年、平成32年度、それと平成33年、平成33年度、これらにかかわる表記を令和に直しまして、令和2年、令和2年度、令和3年、令和3年度等に一括して変更しているものでございます。

次のページ、5ページにあります。議会の議案上程に先立ちまして、島根県と事前協議をして、異議ありませんという回答をいただいている文書を添付しております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の説明で、参考資料の2ページの橋梁の分で、西組2号橋維持修繕の事業主体が島根県から町に変わっておりますが、これはどういう理由で変わったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

島根県ではございませんで、この西組2号橋は町道でございまして、町が主体持って改修するものでございまして、町のほうに、誤記がありましたので、変更しているものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第32号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第33号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第2、議案第33号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第33号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）でございます。

平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ414万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,421万6,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費第2号、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

令和2年3月18日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款14国庫支出金項2国庫補助金3億1,076万6,000円に414万3,000円を追加いたしましては、3億1,490万9,000円。これに伴います歳入合計73億4,007万3,000円に414万3,000円追加いたしまして、73億4,421万6,000円でございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款3民生費項2児童福祉費5億5,681万7,000円に414万3,000円追加し、5億6,096万円。これに伴います歳出合計73億4,007万3,000円に414万3,000円を追加いたしまして、73億4,421万6,000円となるものでございます。

続きまして、第3表繰越明許費でございます。記載しておりますように、款、項、事業名、金額の順で読み上げたいと思います。

2総務費1総務管理費、一般事務事業費55万8,000円。3民生費2児童福祉費、子ども・子育て支援事業費250万円。3民生費2児童福祉費、放課後児童対策事業費80万円でございます。

なお、この繰越明許費の詳細につきましては、本日配付の参考資料の6ページのほうで御参照いただきたいと思います。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策、これにかかわります繰り越しでございますので、後ほど、担当のほうから御説明申し上げます。

4ページ以降の事項別明細書以後は、所管いたします課のほうを代表いたしまして保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。それでは、議案第33号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）の詳細説明をさせていただきます。

本日お配りをしております定例会参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、先般3月の10日、新型コロナウイルスの感染症に関する緊急対策の第2弾として、政府が、国内の感染防止、新型コロナウイルスの拡大防止を図るとともに、現在の諸課題に適切に対応するために、対策として財政措置等々がなされたものでございます。

その部分を受けまして、町内の新型コロナ感染対策に万全を期していくというところから補正をさせていただいておるところでございます。

（1）の感染拡大防止策と医療提供体制の整備についてでございます。

黒塗りのひし形の感染拡大防止策といたしまして、2ポツ目でございます、全国的な介護施設、障害者施設、保健所等における消毒液購入等の補助、こちらの項目が緊急対策として出されたところでございます。

それから、下がっていただきまして、（2）の学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応ということで、3つ目の黒塗りのひし形のところに、放課後児童クラブ等の体制強化ということで、3月2日から学校の臨時休校が始まっております。そういったところから、午前中から放課後児童クラブを開設しなければならないということで、その場合に必要な追加経費、こちらの部分を国のほうから追加の支援を行いますというようなものでございます。

そういった緊急対策がなされましたので、それを受けて補正のほうさせていただいているものでございます。

それで、予算書の7ページをごらんをいただきたいと思います。

民生費、児童福祉費のまず保育所費でございます。こちらにつきましては、現在、開設をしております町内の保育所、そちらのほうに必要なマスクあるいは消毒液、それから空気清浄機、それとあと、非接触型の体温計等々が今後感染防止に必要であろうというようなところで、予算化をさせていただいているものでございます。

まず、消耗品費の25万円につきましては、マスク、消毒液というようなところから25万円でございます。こちらにつきましては、現在町のほうの直営の朝倉保育所とそれから木部谷保育所分をこちらのほうで計上させていただいておるものでございます。

それから庁用器具費といたしまして、空気清浄機2台をこちら、朝倉保育所とそれから木部谷保育所、こちらのほうに設置をさせていただく予定で、計上させていただいております。

それとあわせまして、非接触型の体温計などの購入もこちらのほうで検討させていただいております。

それから、残ります4法人への助成といたしましては、基本的に今回10分の10事業で、基準額が1事業所当たり50万円ということでございますので、法人保育所のほうで購入をされるマスク、消毒液、体温計、空気清浄機、こういったものを購入された場合、1事業所当たり50万円を上限といたしまして、4カ所補助金として交付をさせていただこうということでの予算化でございます。

続きまして、放課後児童対策費でございます。こちらにつきましては、3月の2日から3月の23日まで土曜日を除きまして、午前中から開所をしていかなければならないというような事態が生じたので、そういったところを想定しておりませんでした支援員、補助員、とりわけ補助員の賃金の部分につきましては、不足が見込まれる部分、35万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、消耗品費といたしましては、こちら先ほどの保育所と同様、マスク、あるいは消毒液等々で、想定といたしましては、町内で8カ所ございますので、そういった購入費5万円掛ける8カ所の40万円を計上しておるものでございます。

それから午前中からの開設ということで、想定していた部分よりも光熱水費もかかるであろうというようなところから、こちらについては3万円を計上させていただいております。

それから8カ所のうちの2カ所につきましては、七光保育所、六日市保育所のほうに委託をして実施をしておりますので、今回この期間の対応は想定をしておりますので、委託料について増額が見込まれる部分46万2,000円を計上させていただいております。

それから、先ほど、保育所のほうでも出ましたとおり、各学童の空気清浄機、こちらのほうを8カ所分40万円ほど計上させていただいております。

そういったところで、歳出のほうは以上でございます。財源のほうにつきましては、予算書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金でございます。地域子ども・子育て支援交付金、こちらにつきましては164万3,000円を計上しております。こちらが歳出のほう先ほど説明いたしました、放課後児童クラブ対策関係で増額される歳出金額全額をこちらのほうに計上しておるものでございます。

続きまして、保育所対策の総合支援事業補助金ということで、こちらは保育所関係に必要なコロナ対策、歳出予算全額が国のほうから助成されるということでございますので、同額の250万円を計上させていただいております。

そういったところで、今回補正をさせていただきますけれども、全国的に今、マスク、消毒液、体温計、それから空気清浄機等々、非常に品薄の状態、なかなか入手が難しいという状況でござ

ございます。

実際には3月2日からの部分が対象となってくるわけでございますけれども、なかなか購入が難しいといったところから、予算参考資料の6ページにありますとおり、今回補正をさせていただきます子ども・子育て支援事業費及び放課後児童対策事業費のうちの一覧表に記載をしてあります内容につきまして、繰越予算とさせていただこうというものでございます。

また、本来ですと3月15日に開催を予定しておりました内藤先生のお別れの会、こちらの部分につきましても延期をさせていただくということで、こちらの必要な需用費等々につきまして55万8,000円を繰越しをさせていただきたいというような内容となっております。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先ほど説明いただきました7ページの消耗品でのマスク、消毒液に、課長も先ほど言われましたが、予算はついたが物が無いというのが今の現状と思うんですが、国のほうも優先的に医療機関とか、こういうところには優先的にというふうに言っておりますが、実際に朝倉とか木部の保育所に渡るような見通しというのがわかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

見通しというものがまだ立っていないというようなところが実情でございます。

そういったところから、町のほうで一応備蓄がございます。先般の議会初日等々の報告の中でも、今備蓄が約8万枚ぐらいあるというようなところから、重点的に配分をしていくべき施設といったところで保育所についてもその中に想定をしておりますので、当面そういった購入ができるまでのところにつきましては、町のほうの備蓄を計画的に配付をさせていただいて、何とか感染拡大防止対策ということで対応をしてみたいというふうに今現在考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この件につきましては連日報道されておりますけれども、やはり予算はついたが物が無いというのが現実という、そういう認識ですね。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現実そういった状況でございますので、確保に向けて最大限努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第33号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第6号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、地方自治法の規定に基づき、監査委員に意見照会をしたところですが、代表監査委員よりの意見についてはお手元に配付したとおりです。

それでは質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第6号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6．議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条

例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第12号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第12号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議案となっております議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対の討論を行います。

このたびの条例改正に伴いまして介護保険料は、どの段階も8.2%のアップとなります。基準額であります第5段階は年額で7万3,200円から7万9,200円という大幅な引き上げであります。

それに対して所得段階の見直し等を行われこともなく、さらに今回はっきり出てきたのが、利用がふえれば介護保険料に直接反映するというこの介護保険制度そのものの問題点がはっきり出ております。

この点から、制度そのものを見直しをする、そういう流れをつくらない限りは、今吉賀町の特にこの条例の対象となっております方々、65歳以上の方々であります。十分な収入があるわけでもないという現状に照らし合わせてみても、このたびの引き上げというのはさらに負担を重くする、また、昨年10月に消費税率が引き上げられた、そういうことを加えると、本当に暮らしそのものを支える、安心して暮らせるように本来しなければいけない制度とはなり得ていないということを申し上げて、反対の討論とします。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第11、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第12、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第16号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第16号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第17号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については答弁残りがあります。11番、藤升議員の質疑で、第11条に係る民法の該当条文についてです。あわせて、お手元に配付しました事前に質問通告が藤升議員より提出されていますので、その件について、藤升議員のほうから簡潔な説明をお願いいたします。簡潔をもって。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第17号に対しての質問として行います。

質問項目として、1番目に、第11条の変更に、民法の改正により限度額として家賃の12月分と具体的な値が入ったことにより、保証人になることをためらう人が出てくるのではないか。2つ目に、どうしても保証人を見つけられない入居予定者への救護策はあるか。3点目に、入居時における3カ月分の家賃に相当する金額を敷金として徴収する、また、家賃を3カ月以上滞納したときは明け渡しを請求することができることになっているが、極度額を家賃の12月分とする数値的根拠は何であるか。4つ目に、施行規則第5条、入居者は連帯保証人が欠け、またはその保証能力がなくなったときに、直ちに変更届を提出されなければならないとなっておりますが、実態についてお聞きをするというものです。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、以上の答弁残りと言問通告に対して、齋藤税務住民課長のほうから答弁をしてもらいます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） それでは、お答えさせていただきます。

まず答弁残りの部分です。第11条の民法に係る法令ということですが、第465条の2の規定、個人の根保証契約の保証人の責任等というところでありまして、その第2項に、個人根保証契約は前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じないということに発生するものであります。

それでは、質問通告の内容について、回答させていただきます。

この保証人について、最近、国等からいろいろ保証人をとらないといいますか、そういった働きかけがされております。その辺のちょっと背景等、まず説明をさせていただきたいというふうには思っております。

大きな市とかのところに行きますと、十分、民間のそういったアパートとか、そういう賃貸物件があるわけです。吉賀町等、小さい市町村になりますと、そういったものが十分確保されていないという実態があります。最近、町の施策等で民間のアパート等も建設が進んでいるところではありますが、そうはいつでも、まだまだ不足をしていると、民間の物件については、不足しているという状況があります。

吉賀町の場合は、こういった公営住宅を、そういった居住のない方に対して充てているという部分もあります。大きい市町村においては、先ほど言いましたが、そういった民間の部分がありますので、その部分で賄う分があるわけですが、特にこの公営住宅につきましては、所得制限もありまして、月15万円以下の所得の人が入れるということで、一番セーフティーネットと申しますか、所得の少ない人を対象とした制度であるということでもあります。しかしながら、吉賀町の場合は、そういった物件が少ないということで、入居時点では、そういった15万円以下の所得の方が入っておられるわけですが、徐々に所得等が上がって、それを超過して、所得も家賃等も上がっていくといった方もたくさんおられると、そういう実態があるということをお承知おきしていただきたいというふうに思っていますし、国等は公営住宅は最終的なセーフティーネットであるということから、保証人がいないことによって入居を許可できないという状況は避けたいという意味で、近年、そういった保証人をとらない仕組みと申しますか、そういった働きかけがされていると、そういった実態があるということで、若干、国、大きい市町村と吉賀町の置かれている状況は違っているんだということをお承知おきいただきたいということでもあります。まず、1問目の質問です。

第11条の変更に、民法の改正により限度額として家賃の12月分と具体的に数字が入ったことで保証人になることをためらう人が出てくるのではないかと申すことでもあります。

これまでは、入居者の滞納に対して保証人が保証する額の定めはなく、なかなか保証人に、実態的には保証人さんにそういった家賃滞納について、請求と申しますか、保証人さんが、例として、そういった保証したというのはないわけですが、連帯保証人の保証限度額を設けることが必須になったということ、これまでの保証額の定めのない状態の保証よりも、連帯保証が具体的に保証されるということで、今まで青天井であったものが、以前よりも12カ月ということで明確にされるという部分はあるのではないかと申すように考えているところです。

2番目の質問です。

どうしても保証人が見つけれない入居予定者の救済策はあるかということですか。

これまでに、先般の議会の中でも、議決をいただいているところではありますが、連帯保証人を、2名から1名に変更したという状況があります。また、町内在住者としなければならない条件も撤廃したということで、保証人の条件は、かなり緩和されたのではないかと申すように思っております。

それにしても、まだ、保証人が見つからないという場合もあるわけですが、そういうものにつきましては、吉賀町営住宅条例第11条の第3項の特別な理由として町長が認める場合は、請書に連帯保証人の連署を必要としないことができるというようになっております。その辺の条例等も勘案しながら、実態を見て判断させていただきたいというふうに思っております。

続きまして3番目、入居時における3カ月分の家賃に相当する金額を敷金として徴収する、12カ月とする数字、根拠は何かというような質問についてであります。

家賃の滞納は3カ月以上続いた場合は、訪問や面談で状況の把握や分納等の協議を実施しているところではありますが、なかなかいろんな方がおまして、すぐそれができるといことにはなっていないのが実態だろうというように思っています。

そうはいいましても、私債権でありますので、強制的な執行ができないという状況があります。やはり、今、私債権の訴訟等で昨年来、一定の成果を上げているところではありますが、訴訟をするにしても、それなりの時間もかかりますし、費用対効果の面から、住宅明け渡し等をお願いする訴訟の期間等も考慮すると、やはり12カ月というのは必要かなというように思っておるところです。

また、国交省が取りまとめた判決で、容認された保証人の負担額は、平均値が13カ月、中間が12カ月ということで、最大では33カ月あった自治体もあったわけですが、その辺で平均値が13カ月といった部分から、12カ月と定めさせていただいたところでもあります。

続きまして、4番目の質問です。

施行規則第5条入居者は連帯保証人が欠け、またはその保証能力がなくなったときは、直ちに保証人を選定し——様式5号ですが、提出しなければならないということの実態についてということです。

近年、入居から退去までの期間が、数年といたしますか、数十年おられる方がおられます。高齢者になっておられるということで、そういう長い中で保証人が欠けたり、当時は2人の保証人があったわけですが、欠けたり、既に2人とも亡くなられた方という実態があるだろうというように思っておるところですが、この場合については、本年4月以降にまた再度調査等も行いまして、この規定に沿うよう保証人を1名ですが、1名として保証人を出していただくような手続をとっていきたいというように考えているところですが、したがいまして、近年といたしますか、様式5号の提出等はないということをおし添えたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、答弁残り等についての答弁は終わり、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ただいまのこの関連でございますけど、大体この保証人をとるといのが、今の時代にどうかと思うんです。保証人なしということにならんですか。借地借家法がありますね。それに違反のようなものという、触れることがないですかね。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

先ほどちょっと、前段のところでも少し述べさせていただいたところですが、吉賀町の場合、そうはいっても所得等も十分ある方、そういった方が住宅等に入られる状況があるわけです。で、そういう人についての保証をとらないということには、なかなかならないかなというように思っておるところです。ほとんどの入居者が、国等が言いますように、セーフティーネット的な、低所得者のみの場合であったら、そういったことも可能だろうというように思っておるところですが、やはり、そうはいっても吉賀町の場合は、一部住宅のない方等のために住宅を貸しているというような部分がありますので、全ての方に保証人をとらないということにはなかなかならないのかなと。

また、身元引受人といいますか、そういったいろんなことが起こるわけですが、仮に亡くなられたときに、そういった分をどうするかという部分も出てきます。その辺も考慮しなければならないというように思っておるところですし、先ほど言いましたように、どうしてもそういったセーフティーネット的な方が入居する場合においては、条例の中で町長が特別に認める場合ということでもありますので、いまのところ、保証人については1名ということをお願いするということ考えているところでもあります。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） これは金銭でないんですが、家賃だよ。金銭であるんだけど、要するにお金を貸す、金貸しと借り手という関係じゃないんじやね。それで、大体ね、保証人というのが、もめるもと。貸し手と借り手があるわけ。それで、貸し手のほうに責任がないわけじゃないですわね。だから、もうだめやから保証人から云々ということになると、問題があると思うので。その人に言ったら悪いけど、信用して貸すわけですね、家賃を払わないということはないであろうということ。審査ということがあるんじやから、もともと持ち家、家を持っておられない方ということやから。それでも一定の所得もあるわけやから。もう絶対に保証人がなければだめだという、これは決めていたらそうなるよね。初めから保証人というのを削ったらどう。今、セーフティーネットということを言われたね、安全のために保証人をとるんだと言う。ちょっと考え方が現代的でないような気がするんですが。ちょっともう一遍、ちょっとそれも絶対できかないか、もう保証人がなげにやだめだと言われるけど、はっきり言ってください。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） セーフティーネットのために保証人をとるというのではなくて、セーフティーネット的な要素を持っている公営住宅において、国等は保証人を外すような施策と申しますか、指導は、今、されているというところでありまして、吉賀町の場合は若干違うんだと言ったことを先ほど申し述べたところです。

現在、国等からの調査等も進んでおりまして、島根県では、ほとんどの市については、保証人

を廃止する方向でいっております。町村においては、保証人を1人とか減した状況で維持しているというような状況があるわけです。今後については、やはりこの動向等を見ながら、ずっと保証人が1人いるんじゃないかと、やはり今後の法律の改正がある可能性もありますし、今後の状況を見ながら、検討はしていかなければならないように思っています。今時点的には保証人は1人ということで、その関係する民法等の規定による条例改正を今議会をお願いしているところです。

今後については、保証人についてまた、常にどうしていくかというのは、協議をしていかなければならない問題だろうというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14議案第17号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第18号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第18号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方を挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第19号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第19号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

日程第17. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第20号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第20号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

日程第18. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第21号令和2年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第21号令和2年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方を挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第19. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第22号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第22号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第23号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第23号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第24号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案については、答弁の保留があります。11番、藤升議員の質疑の中での保険料改定に伴う影響についてです。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 初日の答弁残りについて答弁をさせていただきます。

令和2年度におきまして、後期高齢者医療保険料均等割、所得割額が改定となるといったところで、この部分のそれぞれの段階ごとの影響額はどうかというところの御質問でございました。平成31年度に8割軽減の適用になられた方の保険料につきましては、年間保険料が8,680円でございます。この部分が、令和2年度保険料率等の改定によりまして、また、軽減割合も7割軽減となることから、年間の保険料は1万5,190円となります。保険料の前年度の増額比といたしましては75%ということで、議員のほうからの御指摘のとおりの数値ということになります。

以下、段階ごとに、対前年度の保険料との増額比を申し上げますと、7.75%軽減となる部分につきましては74.96%、それ以降、順次軽減割合ごとに申し上げますと、36.1%、16.91%、17.14%、16.05%、最上位のところは15.95%、それぞれ対前年度との比較で増額となるということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑保留してありますので、これを行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第24号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算に対する反対の討論を行います。

先ほどの答弁がありましたように、今、保険料の負担割合が大変伸びております。年金収入が80万円以下の方については、国のほうで月額5,000円という給付金の準備もされておりますが、それに該当しない方々の負担というのは、その上の段階でいっても、現在の1.75倍まで引き上がる。また、保険料の一定の額から多い人たちについて、少なくとも15.9%の保険料増になる。そのようなことで、75歳以上という年代の人たちはどういう状況にあるかということ、病気になりやすい、そういう年齢層でもあり、その人たちの一部も収入が多いという中で、負担割合は徐々に上げられてきていると。そういう問題、その2点から考えてみても、今の後期高齢者医療保険の制度そのもの間違があると思います。もともとはこの年代層の人たち、お医者さんにかかったときも一定額の負担で済んでいたものが、どんどん負担も上げられているという制度そのものの問題を解決することなしには、今の吉賀町におられる75歳以上の方々の安心した暮らしには結びつかないという考えで、この予算に反対をするということを申し述べて討論を終わります。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第24号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第22、議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第25号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 先だって、議案第14号で介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成多数ということでもう可決されておりますが、介護保険基金も乏しくなり、確かにもう住民の負担が高くなると介護のサービスもなかなかできなくなるということは理解しておるわけですが、この介護保険の保険料について9段階、一番上の高い9段階の所得の300万円を超えるという方が、町内では70人ぐらいを予定ということでございますが、300万円ちょっと超えても同じと。所得が400万円、500万円、高額所得者に対して、国としてはさらに負担をふやすというような動きはあるかどうか聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 介護保険料のそれぞれの所得ごとの構成の部分につきましては、来年度が第8期の改定時期となりますので、そこに向けて何らかの検討がなされておる状況ではあるかと思っておりますけれども、まだ現段階におきましては、この部分をどうしていくのかというのが具体的な国からの情報等々については参っていない段階でございますので、今明確にこうなりますというふうなところは、済みません、ちょっとお答えすることができないですけれども、いずれにいたしましても、先般の一般質問の中におりましたとおり、今後の社会保障制度のあり

方、人生100年時代を見据えた中でどのように持続可能なものにしていくのかというふうなところで議論されておりますので、そういった中においては、今後そういった部分の議論がなされる可能性もあるのではないかとというふうに、原課のところでは考えておるところですが、申しわけございません。今現在、明確にこうですというふうなところはちょっとお答えすることができません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 同じく介護保険料の関係で、国のほうでは消費税率を10%に引き上げたという中で、今、一部は既に低所得者の高齢者の保険料の軽減強化ということが実施をされておりますが、令和2年度における実施について、まだ条例としては出せる状態ではないと思いますが、その状況についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。先ほど採決していただきました介護保険条例、盛り込めるものであれば盛り込みたいなというふうなところがあったんですけども、やはりまだ政令改正等がなされておられませんので、近隣の保険者等々の状況も確認をいたしましたけれど、まだ、4月1日以降の改正をする予定であるというところがございますので、4月1日のところで関連します政令改正が行われた時点で対応してまいりたいというふうに、保健福祉課としては考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第25号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第26号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予

算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、議案第26号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第27号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第27号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第25、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第28号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計

予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、議案第28号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第29号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第26、議案第29号令和2年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

昨日の答弁残り等が3件ありましたので、続けて答えていただきます。

まず、2番、三浦議員の質疑で、直近の空き家の件数です。深川企画課長、それから同じく2番、三浦議員の質疑で、ごみ処理経費の推移です。これは齋藤税務住民課長。それから、10番、庭田議員の質疑で、ブランド化推進事業の目標販売金額についてです。これは山本産業課長に答弁していただきます。続けて答弁をしていただいて、質疑を行います。

最初に、2番、三浦議員の質問に対しての答弁。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 空き家の件数ということで答弁させていただきます。

現在、よしか暮らし相談員、よしか移集支援員等で聞き取り、目視で全町を調査した結果、現在において346件の空き家があるということで把握しております。ただし、くどいようですが、目視、聞き取りでございますので、例えば年に1度帰ってこられる方等も空き家になっている可能性もありますことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 続いて、2番、三浦議員の質疑のごみ処理経費の推移について齋藤税務住民課長のほうから。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

ちょっと時間の関係で、平成26年度までさかのぼりまして調査をしたところです。人口は、平成26年6,509名でありまして、ごみの排出量は1,685トンで不燃、可燃等の処理費については、1億5,600万円となりました。27年は同様に人口6,419人で、ごみの量につきましては1,682トン、処理費が1億5,800万円、平成28年度につきましては人口が6,306人、ごみの処理量ですが、1,657トンで、処理費が1億6,100万円、平成29年度につきましては、人口が6,286人、ごみ処理量が1,668トンで、処理費が1億5,600万円、平成30年度ですが、人口が6,218人、ごみの搬出量が1,684トン、処理費1億6,600万円ということ、31年の実績は出ていないわけですが、現在までのところの処理費においては、1億8,300万円ということです。26年から31年までのごみ処理費についてであります。これについては、ごみの量がほとんど変わっていないということで、違う部分はやはり施設の補修とかに不測のお金がかかった場合に変わっているということで、現行は少し減少はしておるわけですが、ごみの量については、大きな変化がないので、基本的な処理費等については変わっていないのかなというふうに思っていますが、機械、器具、建物等の補修等による負担金等によって年々の違いが出てくるんだろうというふうに思っております。

今後の推移ですが、平成27年にごみ処理計画をつくったところですが、既にそのときにつくった人口は平成30年の昨年的人口が6,002人というように、ずっと減っていく中で、推移を集計をしたものです。ことしの人口にしては5,889人ということで、実態からかなり変わっていると、ほぼ6,300人前後で推移しておりますので、この27年の集計からは人口が減ることによって、搬出量も減る集計となっておりますが、昨今の状況を考えると、やはり空き家の清掃なり、かなり不燃が出ております。そういった部分で人口減少に伴うごみの量の縮小ということにはなかなか至っていないかなというように考えているところです。また、不燃処理場でも三浦議員さん、不燃の議員でもあられるわけですので、そのときにも話をしましたが、令和3年度まで大型な改修等を計画しております。それにかかる費用等については、やはり今後も出ていくだろうと。

また、クリーンセンターもあと2年、PFIが終了して広域で独自に運営をしていく必要が出てくる状況であります。また、機械等もかなり老朽化しておりまして、長寿命化等を図りながら、改修も行う計画があるところでありまして、今後も個々の金額については、集計ができなかったわけですが、今後もごみの負担については、下がるということではなくて、やはりそういった施設の修繕等の影響による増があるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番目の10番、庭田議員の質疑の答弁について、山本産業課長のほうからお願いします。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、きのうお配りしました議案に対する質問通告に係る回答、この用紙のほう、見ていただきたいと思います。

昨日お答えする内容が不十分だったと思いますので、何点かにつきまして、補足的に説明をさせていただきますと思います。

まず、サフランについてでございます。これは、令和6年度に目標とする生産者数と作付面積を記載してございます。それで、平成31年度の1アール当たりの農家の販売額、これにつきましては、これに書いてある1,500円でございます。再生産できる価格、これにつきましては、現在、農家等の聞き取りをしておりますが、正確な数字が出ておりませんので、このような書き方がしてあるということでございます。

なお、サフランは1アール当たり大体1,000球の球根、球を植えるんですが、そうしますと、1アール当たりで雌しべが、商品となるものですが、乾燥した後の雌しべが20グラムとれております。これは、目標の50アール作付しますと、1キログラムが収穫できるという計算になります。現在の販売価格でありますグラムで1,500円を今50アール作付したものの全部で売りますと、150万円の売り上げと、販売額ということになります。これを10アール当りに換算しますと、30万円の販売額ということでございます。

続きましてラッキョウです。ラッキョウについても令和6年度、ここを目標として生産者数と作付面積を書いております。現在ラッキョウ漬けを製造するために、土つきのラッキョウを農業公社のほう買っておりますが、これ土つきですと1キログラムが200円の買い取り価格ということ。1アール当たり50キログラムとれるといたしますと、目標の20アール作付しますと、1,000キログラムの収穫があるということで、キロ200円単価で販売しますと、20万円が農家の販売額ということになります。これは、10アール当りに換算しますと、10万円の販売額ということ。す。

なお、やくろでラッキョウ漬けとして売っておりますが、この価格は80グラムが入ったパックが280円で売っております。それから120グラムパックが390円で販売のほうを行っておりますが、先ほど申し上げました20アールでとれた100キログラム、これをラッキョウ漬けにして販売しますと、300万円から350万円程度の売り上げになるという計算になってまいります。

それから、お米のほうですが、この生産者の目標は、ブランド戦略をつくっておりますが、令和5年度を目標にした数値としております。生産者によります栽培面積、経営形態、こういうものが違うということで、生産コストに大きな違いが出てまいります。また、販路により卸値が大きく変わってくるということもあり、現在明確な価格というのをお示しをすることはできませんので、生産者が再生産できる価格ということにとどめさせております。

以上、十分ではないかもしれませんが、答弁にかえさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、答弁残りの答弁が終わりましたが、本一般会計予算全体に質疑が保留してありますので、これからそれを行います。なお、款ごとに昨日等は質疑を行いました。本日については全体を通して行いますので、よろしくをお願いします。ただし、質疑の際は予算書のページ数を述べてからにしてください。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ページ数じゃないんですけど、ただいまの産業課長の説明にありました、サフランの件なんですけど、10アール1,000球を植えるということと、その後の説明をもう1回お願いします。

それと31年産の1アール当たりここに現在は1,500円、グラムと書いてありますが、31年度の1アール当たりの収量が1,500円だったということではないのでしょうか。

もう1回説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

私の言い方が間違っておったのかもしれませんが、1アール当たり1,000球の球根を植えます。そうしますと、雌しべが20グラムになるということでございます。1,500円が……

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 最初にいただいた資料では、生産者が再生産できる価格は現在はグラムが1,500円と書いてありますが、先ほどの説明では、31年度の1アール当たりの生産額が1,500円だというふうに私は聞いたんですが、そここのところの説明と、1アール当たり1,000球で20グラムとれるというのはわかったんですが、それと10アール当たり30万円もわかりました。それで、ここに令和6年の目標は50アールと書いてありますが、50アールで課長は今1キロの生産があると説明されたと思いますけど、本当にそれでいいのかどうか、そこら辺のところ、もうちょっと順序だてて説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 31年度、グラム当たり1グラムが1,500円で販売したというのは、これは間違いのないことです。濟いません。なかなか言い方が難しいもので、理解できないかも、もう一度同じようなことで説明させていただきます。ゆっくり。よろしゅうございますか。

重複しますが、1アール当たり球根1,000球を植えます。そうしますと雌しべが20グラムとれます。これが商品になるものです。ですから、目標とする50アールを作付しますと、その1アール当たり20グラムなんで20グラム掛ける50で1,000グラム、1キログラム

とれるということです。販売額につきましては、1,500円、これを1キロ売りますと、150万円の販売額になるということです。これはあくまで50アールで計算しておりますので、10アールあたりに換算しますと、30万円の販売額ということで説明をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この間お示したのは、単価の開きが余りにも大きいので、ちょっとお聞きしておるんですが、去年の12月18日の農業共済新聞の資料からお話しておるんですけど、これでは、キロが30万円から35万円と出ておるんですよ。5倍になるわけですよ。この統計は財団法人の日本特産農産物協会の統計からとっておるわけですよ。そうすると、この1,500円というのは、当町が生産して売った値段なんだろうけど、この乖離っちゅうのは、ちょっと1,500円っちゅうのは実際に販売された額なんだろう。それで売れるんだったら、とやかく言うことはないと思いますけど、余りにもちょっと値段的に開きがあったのでお聞きしたわけです。

それと、それでいいです。後からまた聞きます。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、課長と庭田議員の質問の差はもちろん私にもわかりますけど、満足な回答も得られるとは思えんし、質問についても、失礼な言い方ですが、新聞等だけの比較なんで、ここで結論出んような気がするんで、どうしましょうか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私が問題にしとるのは、この資料が出ましたよね。今からブランド化を目指すっちゅうたときに、農家に説明するにしろ、勧誘してつくってもらいにしろ、これだけの差があったときに、これが本当の資料かということが少し疑問だったから、質問しただけであって、それが1,500円で実際売れとるっちゅうことが言われましたので、それだったらそれで結構なことですので、おおいに進めていただきたいと思います。日本で、今16キロの生産しかないわけですけど、それに追いつくように、吉賀町がんばってブランド化されたらいいと思いますので、私は、この1,500円というのがきっちり吉賀町さんの販売をされた金額だということを申されたわけですので、それはそれでもう結構だと思います。

○議長（安永 友行君） ここでちょっと5分間休憩して、ちょっとこちらで意見を調整して、もう一遍それに答えていただいて、前に進むかどうかは別にして、質疑についてはその辺にさせていただいたらどうかとは思っておりますが、ここで5分間休憩します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの、先ほどの10番議員の質問に対しての答弁がなかなかできんような感じなんで、

今、調べさせております。したがって、山本産業課長に対する質疑以外で再開しますんで、その辺を御理解の上、進めてください。

それでは、休憩前に引き続き一般会計予算の質疑を再開します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君）きのう言いかけてやめましたけど、予算書の44ページです。それと、資料で言えば55ページなんですけど、地域公共交通対策費ということで5,600万円ばかり予算が上がっておりますが、その中で資料で言いますと継続ということになって、再編事業計画調査委託料というのが379万5,000円上がっております。

この委託料が、先ほども公共交通のほうで条例のほうもでき上っておりますけれども、ことし、そういうふうな条例ができて、今後、この委託料というのを協議会のほうでいろいろ話をしていくと条例のほうではなっておりますけれども、この委託料というのを、どういうふうなことを委託するのかということをお聞きしたいと思います。

ことしもいろいろ大野原あるいは立河内・幸地地区において、タクシーの実証実験ということを行っておりますので、そういうふうなことがほかにもあるのかもわかりませんが、委託料についての内訳とかどういうふうなことをするのか、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 委託料の内容ということでお答えさせていただきます。

ちょっと先般の回答と重複するかもしれませんが、本年度11月吉賀町地域公共交通網形成計画というのを策定させていただきました。その中には、具体的な事業が16項目掲げてあります。

まず、そのうちのひとつとして、令和元年度からタクシー助成制度の実証実験というのを始めさせていただいております。この委託理由につきましては、そういう調査をしたり、いろいろしていく中での専門的知識や分析、アンケートの実施などを委託するものでございます。

令和2年度におきましては、現在、公共交通網形成計画の内容で考えておりますのは、六日市地域内のデマンド運行の導入案の検討、柿木地域のデマンド運行のダイヤ見直しの検討、これを取りまとめた具体的な再編計画。

現在行っておりますタクシー助成事業については、今の計画では2年度の9月まで行うこととしておりますので、それに伴うアンケートや実証実験の効果、あと公共交通ガイドの作成、いわゆるバスの利用の仕方、タクシーの利用の仕方、そういうマップ等の作成、計画では何か愛称を募集して、親しみやすい公共交通ということで、マグネット等を作成したらどうかということそういうのを検討、あと先般、条例で示させていただきました公共交通会議の運営支援、あといろんな調整や事例の紹介などをいただくために、委託料として計上しているものでございます。

なお、先ほどのタクシーの実証実験に係る部分については、県の助成事業も活用しながら行う

予定としております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、課長のほうからいろいろ伺いました。この委託料、私ちょっと自分で思うんですが、よそのコンサルタントとかどこかに委託ということかもわかりませんが、かなり約400万円ぐらいの委託料ですが、町の特産品とかというときに八十何件ですか、職員の方から出されていると言われておりましたけど、この公共交通についても、わざわざ仕事で歩くとかというのではなしに、我々議員もですけど、職員さんとかいろいろじかに地域で接して、そういうふうな意見を聞いてみるというのも、かなりの職員もおられますし、民生委員さんもおられるというようなことから、そういうようなところから、生の声を情報を入れるというようなことを考えていけば、まだ委託料という金額がかなり削減できるんじゃないかなあというような気もするんですが、そういうふうなことはお考えではないか。

それから、先般、私の質問でもいたしましたけど、結節点、あのことについても早急な結論を出していただいて、私が申したいのは市街地の循環バスとかというところが、免許証返納者の方からの意見なんですけど、ぜひ市街地の循環バスというようなところを、早急に整備していただけたらというような意見もございますので、その辺のことがもし話題になるようでしたら、その辺のこともお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

事業計画の中では、公共交通に親しむイベントや公共交通教室の開催や、公共交通についての検討をするための庁内プロジェクト会議の設置とか、いろいろ事業を計画しております。

生の声ということでございますが、実際にこの交通網形成計画を作成するに当たりまして、我々職員と委託した事業者も含めまして、地域支え合い会議では、全て開催をして特別に議題で設けていただいておりますし、サロンにつきましても一応、全部声かけさせていただきまして、要請があったところは、ふれあいサロンに出向きまして、生の声を取りまとめたものがございます。また、協議会の中には民生委員の方も入っていただいております、そういう声もいただいております。

そういう声を聞くことによって、この交通網形成計画に反映されているところも、と言いますか、やはり聞いてみないとわからないことも結構ございました。アンケートだけではわからないこともございましたので、非常にいい意見を集めているところがございますので、今回のタクシーの実証実験の場合におきましても、それぞれの地区のふれあいサロンも回って、声も聞いて、なるべく実態に沿うように意見を反映していると、今は思っております。

今後も、実証実験の結果等もやっぱり皆さんの直接の声を聞きながら、今後のあり方についても、どうかじを切っていくかについても、判断材料の一つとさせていただきたいと考えております。

2番目の結節点と循環バスでございますが、現在の計画によりますと令和3年度から取りかかるということにはなっておりますが、いろんな声を聞きながら、また調整をしていきたいと考えております。

ただ、結節点につきましては、特に、現在大きな問題となっておりますのは、柿木エリアの中で石見交通さんが運営する路線と、町内事業者が運転する路線、スクールバスが走る路線がちょっと異なっておりますので、ここをどう調整するかは大きな課題となっておりますが、何しろ施設の問題、道路管理者の調整、あと横断歩道といろいろ公安との関係調整がございますので、順次手続きをしながら進めていきたいとは考えております。

それと、循環バスについてでございますが、県内いろいろなところで循環バスを導入するところも出てきております。ただ、吉賀町の場合は、バスの形がいいのかどういいう形がいいのか、まだまだちょっと検討する余地がございますので、計画どおりにいけば令和3年度から検討を行うということで、今調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長が入室されましたので、先ほどの答弁を行っていただきます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、サフランにつきまして、先ほど休憩時間にも御質問がございましたので、今、確かめましたので御報告させていただきたいと思っております。

30年度秋に吉賀町のほうで、実際、商品化されたサフランは53グラムでございます。この53グラムにつきましては、全部完売をしております。この30年度で販売金額はグラム当たり900円ということで、総額4万7,700円。それから、昨年31年度秋に収穫して商品化されたものが124グラムです。そのうち現在、販売をしておるのが40グラムです。金額は現在のところ6万円ということで、単価は1,500円で売っておるということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） わかりました。実際にこうやって値がついて動いたということですので、それはそれとして安心しておるところであります。900円から1,500円になったということですが、相場もあるんでしょうが、一応、令和6年までに生産者を17名にして、50アールの田んぼで生産をする目標があるわけですので、農家の方を勧誘するときに、このグラム1,500円しますよというのは公表してもいい、それで勧誘してもいいわけですね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど産業課長のほうがお答えをさせていただきましたが、今回、このペーパーを出させていただきましたのは、藤升議員からの御要望があったということで、資料提供をさせていただきました。

ただ、提供させていただいた内容に非常に的確な説明等ができていなかったことはお詫びを申し上げたいと思います。ただ、とりわけサフランのことにつきましては、今、課長が申し上げたとおりでございます。30年秋と、それから昨年の秋に収穫をしたものの実績値ということで申し上げたところでございます。ただ、昨年の秋の部分については、報告がありましたように、途中経過ということの中でのグラム1,500円ということですよ。

ですから、ここ2年間の吉賀町の実績で言えば、申し上げましたように900円から1,500円ということでございますが、一方、10番議員から、先ほど新聞の内容で御報告を受けたのをお聞きしますと、30万円から35万円ということで、かなりの開きがあるということは、流通内の段階で非常に幅があるんだらうというふうに、私はお聞きをしたところです。

ですから、現状が吉賀町の場合はグラムが900円、1,500円、1,000円前後とは言いながら、これはやはりリスクがある部分だろうと思います。それに甘んじておってはなかなか農家さんにお話をして、結果的に今度は単価がどんと下がるということも、当然、懸念材料としてあるわけですから、そうしたことが安定的に、単価が保証できるようなことを、やはり考えていかなければならない。これは当然、原課の産業課のほうでも承知をしているところでございますので、現状の単価が維持できるように現場のほう、特に生産者の方を含めて、これからもすり合わせをしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 83ページの002の観光振興対策費で、観光協会の補助金が438万6,000円、これは中身ですけど人件費ですか。それともほかの何か事業のことなのか、ちょっと人件費かどうか、それだけちょっと。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 観光協会補助金ということでお答えさせていただきます。

現在、観光協会の活動費ということで、補助金ということで計上させていただいております。内容的には、人件費及び事務所借上げに関する経費、その他いろんなホームページの補修とか、今いろいろ情報発信しております「よしかん」等に係る経費ということで計上しております。以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 要するに今「よしかん」という、何か毎月出していますよね。それについている人の人件費、ほかの事業ではないですね。それを情報発信するための、事務所を

借りてそこでその人がいらっしやって、それでやっておるという要するに人件費ですね。それを
はっきりして下さい。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

主たる経費は、1番が雇用に係る経費、2番が事務所に係る経費ということで、あと光熱水費
等計上しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の観光協会の補助金のところの話をまず、します。「よしか
ん」とか出されたり各地いろいろ歩いて調査等もされていますが、観光に関係する事業者さん等
の結びつきを、今も宿泊関係のところなんか話し合いが行われたりするようなものもあります
けども、町の観光全体を見据えてどうするのかという話し合いの場をつくるとか、そういうこと
は観光協会のほうでどの程度、現時点でされているのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

観光協会としましては、総会と理事会を開いております。理事会におきましては、今のような
観光、宿泊をどう伸ばすかとか、どう減ってきたか、観光動態がどうなったかというお話はされ
ております。

ちょっと2年前だったと記憶しておりますが、観光協会のほうも理事のほうを一新しまして、
特に、今の現在の宿泊業や、いわゆる道の駅の関係者等も新たに加わりまして、協議を行って
おります。もちろん、今の観光協会、商工会事務局長も兼ねておりますが、観光協会の職員のほう
も参加して一緒に協議しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと、次、移ります。

93ページ、消防施設費の消防施設管理費の一番下に改修工事費と水道受益者分担金ござい
ますが、これについて、説明を願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書93ページ、002消防施設管理費のところでございます。

下のところの改修工事費42万9,000円の予算計上、この内容につきましては、柿木分遣所
のトイレ、これが、今、和式のトイレということになっております。これを洋式化するという、
こういう内容でございます。

それから、その下の水道受益者分担金158万4,000円、これについては、水道事業会計のところでも数字が出てきておる部分ですけれども、今、木部谷・大野原地区において、水道管の布設がえ工事を進めております。その関係で、消火栓の部分が関連してまいりますので、その部分に当たる分担金ということで予算計上いたしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次のページで94ページ、004防災設備等整備事業費、資料87ページの下ということであります。

今回、設計して事業に入っていくわけですけれども、この情報配信の方法で、1カ所で入力したものが、サンネットの分はちょっと除いて、まず聞きます。個別受信機であるとか、エリアメール、それから屋外放送ですね、そういうところに一斉に情報が、一度入力することで全部に遅滞なくいくことになっているかということが1つと。

それと、最初に言いましたサンネットに関する部分です。サンネットに関しましては、告知端末であったり、それから、テレビでの画面上の表示、そういうものが入ってきますけれども、サンネットとのシステムの改修をする必要もありますが、どこまで町として、最初言いましたように、一度入力したものは全部のところでは情報が出されるというシステム、全体のシステムをつくるということを考えて話が進められているのか、その2点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） システムの情報伝達の方法ということでございます。先月19日の全員協議会で、概略的な図面で、システムの系統図をあらわしたものをお示しをさせていただいたところではございますが、基本的に、親局といわれる、この役場ですけれども、こちらから情報を配信し、その情報につきましては、1つにはIP告知のほうに流れる。もう1つは、当然ながら、防災無線を使つての情報ということ。それから、携帯電話への、スマートフォン、そうしたものへの情報伝達、そうしたものを想定しているということであります。

それから、後段のサンネットさんのシステム改修というところであります。これまでも何度かサンネットさんと協議を進めておるところでございまして、詳しくちょっとシステム的な部分については承知してはいたないんですけれども、予算的には、結果的に、同報系の交信をするというようなことになりましたので、サンネットさんの持つておられる設備に向けての設備改修という部分については、どちらかといえば、経費的には抑えられる部分があるというふうには聞いております。つけ加えて申しますと、もう既に津和野町のほうで幾らかそういう導入がなされているというところもありまして、そうした意味でも経費的には抑えられるという、こういう報告は受けておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の116ページ、保健体育施設費についてお伺いします。

指定管理料を、昨年までは参考資料のほうで小分けにして発表され、教えていただいていたんですが、こここのところを施設別に教えてほしいのと、それから利用者数、それぞれの施設の利用者数と利用者総額、これをお願いします。

○議長（安永 友行君） 教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 濟いません、指定管理料、令和2年度の指定管理料を施設別にお答えをいたします。

まず、真田グラウンドですが、令和2年度指定管理料が479万6,000円です。それから立戸のスポーツ公園ですが、指定管理料が376万6,400円です。それから大野原運動交流広場ですが、こちらが510万2,240円です。それから、グラウンドゴルフ場ですが、こちらが1,346万8,400円です。

指定管理料については、以上になります。最近の利用等のところの資料をちょっと今持ち合わせていませんので、その辺は今お答えすることができません。大変申しわけありません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） やはり、もう2年、3年とグラウンドゴルフにしてもそうなんです、利用料と管理料とはやはり反するものでなければいけないと思っておるんです。利用がふえると、やはり管理料が減っていくと。利用をふやすためにいろんな施策をして取り組んでいると思われるんですが、利用者数もどういう状況かというのも教えてほしいですし、その推移が。特に、最近、ゆららとか、ほかのところとの関連で、グラウンドゴルフでもふえたとか、それから私が特に感じているのが、交流広場の人なんかかなり来られておられるんですが、そういうところで、利用料がふえて、最終的には指定管理料も、何年か経つと、やはり変わっていくと思うんですが、そういうところの統計といいますか、教育委員会、それをちゃんと理解して運営されている、管理されているのかというのをお聞きしたかったもので。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと指定管理、一般的なことでこれは回答させていただきますが、指定管理料は、基本的に、4年なり、5年なりの契約を結びますので、その間は幾ら入場料がふえても指定管理料自体は変わりません。それは、やはり受けられたところの企業努力といいますか、そうすると、さっきおっしゃったように、収入がふえればそれだけ減ればいいんですけど、その分は企業さんが頑張られた収益として受け取っていただくということになろうかと思えます。ですので、その実績は、今度、次の5年間において、今度は収入とやはり経費のバランスをとら

せていただいて、その次のときの指定管理のときにそれを反映させていきますので、今まで、例えば、1,000万円入りよったのが、次からは、今度、800万円になるとか、そういう形で、今、5年ごとにとらせていただきますので、今はその途中ですので、それじゃ、ことしから、来年から、指定管理を下げるといふことにはなかなかならないかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それはわかっているんですが、やはり交流人口の増加をやはり目指しているわけですから、1つの事業ではなく、いろんなことが絡んできとると思うんですが、絶えず、真田グラウンドにしても、スポーツ公園、大野原の運動公園にしても、グラウンドゴルフ、これも蔵木と大野原と2つ、教えてほしかったんですが、やはりその増加というのが大きく交流人口にかかわってきて、町内の人の行き来にかかわってくると思いましたので、こういう質問をしました。

○議長（安永 友行君） 質問をなしちょうらんがどうじゃろう。中身は、7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今、先ほど初めに申しました、質問しました各施設の利用者数と利用総額ですいね、その辺をちょっとお聞きしたかったもんで、そういう質問と思いました。利用された人はどのぐらいおられてというのを聞いておきたかった。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今、ここで資料として持っておりませんので、当然、毎年のことなんですけれども、指定管理者のほうから実績が上がってきますので、どういうふうに利用されたかとか、利用者が何人あったかとか、収入が幾らあったかとかいう資料は、教育委員会のほうで毎年把握しておりますんで、また教育委員会のほうへ来ていただければ、その辺は回答できると思いますんで、それで御容赦をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） それで、河村議員、いいです。

○議員（7番 河村 隆行君） はい。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの消防施設費の93ページの部分で、先ほどお聞きした水道受益者分担金で、木部谷・大野原の消火栓で、新たに消火栓がふやされたということか、ちょっとどういう形で分担金が発生をしたのか、もう一度、説明ください。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

総務課長が御回答しましたように、大野原の布設がえに絡みます水道施設、失礼しました、消火栓施設の部分でございます。布設替えをいたしますので、古い管が使えなくなってしまうので、その部分を新しい管で消火栓まで設置する、という作業になります。それに係ります部分

でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足させていただきますが、消火栓の工事は水道のほうでは見られませんので、その分について一般会計が負担するというので、一般会計のほうで工事費を、繰り出し金として、今度は、水道会計へ繰り出す、そういう仕組みですので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと勘違いをしていました。それと、今の分の、今度、上にあります消防車両維持管理費なんですけれども、004の。この手数料の分の内訳を御説明ください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 内訳です。消防車両に係ります法定点検が定期的にあるわけです。そのときの点検手数料ということで、この予算を計上いたしておるとい、こういうことでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育委員会にお聞きします。

参考資料の89ページ、学校給食総務費です。昨年に比べて、少し予算が上がっていますが、これの理由。生徒数、給食者の増加なのか、あるいは食材の値上げといいますか、食材に関するものなのか、また、ほかの理由があるのかということをお聞きしておきます。それと、賄材料費が出ていますが、地元産の農産物、米は100%と思うんですけど、野菜ほか、地元産のもので、使用の率、柿木と六日市地区に分けて、お願いしたいと思います。

教育委員会に聞きに行ったりしませんので、資料としてお答えください。

それと、90ページのコーディネーターのことですけれども、これは統括コーディネーターということですが、ちょっとイメージが湧かないのでお聞きするんですが。5つの公民館で社会教育と地域づくりを一緒にしながら、公民館づくりを目指すということなんですが、この中で、5つの公民館それぞれ特色ある活動をしておるわけでありましたが、人づくりの部分は今までの公民館の活動として別として、地域づくりの面で統括ということが出ていますので、あえてお聞きするんですが、5つの公民館をある程度地域づくりに関してですよ、ある程度共通の意識を持ってこの統括コーディネーターの方にコーディネートしてもらおうのかどうか、それとも、もう、いやいや全くその5つの地域、別々な特色があっただけだから、5つの公民館がそれぞれなやり方をするのに対してコーディネートするのか、その辺のところをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） まず1点目です。お答えいたします。

まず、学校給食費ですが、全体のところだろうと思っております。昨年度より上がっているということで、どういったところが上がったのかというところでございます。

令和2年度から会計年度任用職員制度が始まります。この関係で人件費が、期末手当等も新たに加わるということで、そこが主に上がっております。

それから、賄材料費、こちらに関しては、給食費が小学校300円、それから中学校は340円とあります。こちらの児童生徒数と教職員等の職員数、それに給食を提供する日数で出したもので予算計上をしております。

それから、町内の生産物のその利用率ということなんですが、それは六日市地区と柿木地区ということであったんですが、ちょっと六日市地区、柿木地区それぞれというのを把握していないんですが、全体で約4割ぐらいというような数字だったというふうに記憶しております。

それから、もう一点、統括コーディネーター、令和2年度から統括コーディネーターを配置するというところで、5つの地域、あるその一定の基準を持って推進していくのかというような内容のことだったと思います。統括コーディネーターに関しては、やはり地域づくりなり人づくり、そういったところに精通した方を配置というふうに考えて人選を進めてきております。

今後のその方向性に関しては、これからそういった専門的知識を持った方が入ってきて具体的なものは決めていこうと思っておりますが、全ての地域を全く同じようには思っておりません。それぞれの地域の特色があつていいのではないかとこのように思っておりますが、具体的なところにつきましては、今後関係機関で協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 公民館のところで若干補足をさせていただきますと、町内全体で考えると、やはり目標としては、自立できる地域をつくっていくというのが大前提にあるので、それに向かって人づくりを中心にかう考えていくという意味でありまして、それぞれが違っていいというのは、その目標に向かってやることとして、いろんな取り組みがあつていいんじゃないかというふうなことは考えているということでもあります。

統括という言葉が、そういった感じにとられるのかもしれませんが、全体、5つ公民館がありますので、それをまとめてこう見てもらうというような感じで捉えていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 統括コーディネーターのほうは、町としての一つの目標があつて、そこに向かっていろいろな取り組みをしていくんだというお話でしたので、それはそれで結

構だと思えます。ぜひ進めていただきたいと思えます。

それと、この賄材料費のことなんですが、4割ぐらいだろうということでしたけど、私は何でこの質問をしたかといいますと、まずは第一が子どもたちの健康のこと、そして野菜とか米とか生産しておる方のこれは一つの生きがいにもなっておるわけですよ。だから4割を100%にすることがやはり地域の経済を回すことにもなるし、介護予防なり医療予防なりもなると思う。ほとんどの方がお孫さんがおられるような方が提供していますので、そう思っていますので、今質問したわけです。

議長にお願いしますが、資料の請求をしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 資料請求は大体、ほかにもあったんですが、議会中、もう最終日になって、全てかなわすことにはならないと思っております。

ここで昼休み休憩しますので、その範囲で答えられれば、教育委員会のほうに午後答えていただきます。休憩します。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

質疑が、令和2年度の吉賀町一般会計予算の質疑中でございます。先に午前中の答弁残りを教育次長のほうからしてもらいます。教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。午前中のところの御質問への答弁です。

学校給食における地場野菜の使用量の比較ですが、今ある資料の中で品目がニンジン、タマネギ、ジャガイモ等の16品目に限ってという形での比較になっているんですが、28年度がちょうど40%、29年度が39%、30年度が44%というふうになっております。

○議長（安永 友行君） 質疑を続行中です。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長にお尋ねしたいんですけども、何回も言って申しわけないんですけど、73ページの資料のほうなんですけども、（「資料」と呼ぶ者あり）はい、説明参考資料、サフランの生産振興事業費に47万1,000円上げてあるんですけども、先ほど来、30年度秋につくったやつはグラムが900円と、31年度、昨年度についてはグラムが1,500円ということで、124グラムあって、そのうちが40グラム売れて、残りが84グラムぐらい残っているんですけども、その在庫というのはどういうふうな管理をしてどういうふうにするのかということと、私が思いますのに、このサフランをことしも報償金払ったり旅費を使ったりしてそういう事業を試みて、試験的にまたやるということでしょうけども、要するにこれを地域商社の中でとかそういうことで、生産者のほうに年々年をとって行くその中で、なか

なか高齢者が細かい作業をするというのも大変だと思いますし、若い人がするといったらお金になりませんよね、この程度のことでは。そうすると私は早いうちに方向を転換して違う方向へ目指していったほうが良いような気がするんですけども、希少価値があるというところでこのものを特別な思いでやるのか、本当にこのものをどんどん拡大して行って、生産者所得、町の所得というものが上がっていくというふうに試算しておられるとしたら、大変な大きなこれは誤算だというふうに私は思っています。そういうことで思い切って方向を転換するという考えも必要なときじゃないかなというふうに思うんですが、これは産業課に言ってもあれですから、町長の、これでもやると言うんだったら、これでわしはやるんじゃないということを示していただかないと難しいですよ、これは。町民の理解が得られません。そういうことです。回答をよろしく願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 恐らくサフランに限定したお話だと思いますので、そのことにお答えしますけど、先ほど午前中のところで担当の課長申し上げましたように、令和元年、31年の昨年の秋の収穫が124グラムでそのうち40グラムが今売れているんだということですから、あと80グラムあるので、在庫の方法、どういうふうにとというのは、私はそれは承知しておりません。また担当の課長のほうで聞くなり、担当者のほうで答えをさせていただき、ちょっと私はそこまでは承知をしておりません。どうしたところで在庫を管理をしておって、どなたがそれを管理しておられて、それを商品にしていくというその過程のところは、私は今の段階では承知はしておりませんので、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

それから、サフランの伸ばし方といいますのは、こちらにも藤升議員のお答えに対しての資料にもありますが、要するにこれ非常に希少価値はあるけど、生産者が少ない。ですから、要するに生産量が上がってこない。総体的に金額が膨らんでこないということなんですけど、とはいいいながら、これだけの単価、全国のところとは5倍ぐらい乖離があるようですが、現実問題として町内生産をされた方はそれだけの単価で今販売をしておられるということですから、非常に伸びしろがあると思います。ただ、作業が非常に細かい作業で、それからやはりそれに見合うような時間がやっぱり必要。となるとなかなか、さっき9番議員言われたように、若い方、若い女性の方であるとか、働き盛りの方に、じゃあこの仕事がということはなかなかないかなと思っています。ですから、どうした形でその生産量を伸ばして行って、それをやっぱり商品に変えていく段階での加工といいますか、手作業の部分をどうした形で皆さんに御理解なりをしていくかということが非常に難しい部分があるかと思いますが、これはなかなか行政だけでということにやっぱり知恵が出ない部分があるかと思いますが、当然、今生産をしていらっしゃる方もそうですし、それから商品として卸しておられる業者の方もいらっしゃるわけですので、そう

したところでいろいろお話を聞きながら糸口とといいますか、解決のその方策はやっぱり皆さんと一緒に考えていかなければならないというふうに思っています。

大きく方向転換というお話がございましたが、大きくかじを切るつもりは今はございません。原課のほうで考えているところを、まずは挑戦をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長のそういうものに固執して執着する、大きくかじを切る気持ちはないということが、私ら住民から言わせれば大きな間違いなんです。それと今の84グラム残ったものでも、去年かおとしのもの、何か新聞でちょっと見たんですけど、大田のほうのレストランへ売ったといったような新聞記事を見たような気がするんですが、そうすると残りの84グラムでも、例えば道の駅とかいろいろなところでもごはん屋もありますし、いろいろ高校生使っても、料理のデモンストレーションに使ってみたりして、そういう希少価値があつてなおかつこうだよというところもやはりアピールしていかないと、ただただ在庫で持っているという、カビが生えてしまうというようなことになろうかと思えますし、だからそういうことの中で年寄りがするって、若い人はなおしませんし、年寄りがするといっても昨年もやられた、その前もやられた人がもうそういう神経衰弱みたいなことやっちゃおれんというふうな話も聞きますので、やはりつくりやすくお金になるものが一番いいことだとは思いますが、やはりそういう町長が考え変える気はないということも、これは町民の無駄なお金の使い道になりますので、その辺のところは柔軟に方向転換をしていかななくては、私はあのものに特化して執着するちゅうことはやめてもらったほうがいいと思えますので、やはり町長、その辺は凝り固まって、わしゃ決めるといったら動かんのじゃちゅう姿勢はいけないと思えますが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 固持をするところもないといけませんし、柔軟な対応をしなければならぬということは当然求められていると思えます。決してそこを否定するつもりは毛頭ございません。先ほどのサフランとか作物の関係で申し上げたところでございますが、ああして原課を挙げてやろうとしている部分でございますので、そこはしっかり応援をして、私の立場としても応援をしていかなければならないと思えます。

かじ取りの話でございますけど、とはいいいながら、ほかの案件はこれまで本当何十年も続いてきたものを今から、何回も言いますが、大きい石を少しでもこうごろっと動かすようなことを今やろうとしているわけです。今回も提案をさせていただいております公民館のことであったり、それから地域交通のことであったり、それから長年の懸案であった益田岩国道路のことであったり、決して今まで前例をずっと踏襲していこうというスタンスでは私はございません。守るべき

ところは守らないといけませんし、改革をしていかなければならないところはしっかり改革をしていくという姿勢でございますので、御理解をいただけないかもしれませんが、そういうことでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 資料の43ページです。特に資料を見なくてもいいんですが、交通安全対策費というところで、別にこの予算書を見ていただかなくてもいいんですが、結局、私が言いたいのは、国道のことなんですけど……。

○議長（安永 友行君） 中田議員、ちょっと待ってください。今は予算書についての審議です。

○議員（5番 中田 元君） わかりました。言いかえます。負担金とかいろいろあるわけですが、国道の負担金というか、対策費、負担金か、いろいろありますが、野中の国道のカーブのところですが、あそこに特に六日市石油のほうからこっち、益田方面に向かうときにウインカーを上げたまんま、自分も時々あるんですが、電柱か何かに標識か何かつけるような、この予算に入っているかどうかちょっとお伺いいたしますが、わかりましたかいね、言うことが。ウインカーが年中ついておって、ウオンツとかあそこに入るときについたまんまずっと下へ出るんですよ、農協のほうまで。そうするとあそこに入るか入らんかわからんのが、ぼんぼん行くので大変こう危ないということがたびたびありますので、何かそこに皆さんから声を聞いて、この予算の中にそういうふうなことが入っておるか、入ってなければ、あそこに何かつけていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

予算の中にそうしたところに向けての対策費用というのは含まれてはおりません。ただ、今議員さんのほうからお話があった内容については、あそこにつきましては国道ということがあります。そうすると、管理者となると第一義的には県ということになりますし、交通安全というところでいけば警察も関係してくるといふふうには思っておりますので、そうした交通安全にかかわる会議等も開催されますので、そうした意見があったということについては、そうした場を用いてまたお伝えをしていきたいというふうには思います。

○議員（5番 中田 元君） お願いします。

○議長（安永 友行君） ほかに。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 資料で76ページになるかと思いますが、地域おこし協力隊を活用した森林資源活用の担い手育成事業ですが、御承知のように、木の駅プロジェクトが今年度から休止するということが発表されました。何のために税金を使って今までやったのかという疑問が少し残るわけですが、この中で2月の28日に全協の資料をいただいたわけですが、この

木の駅プロジェクトをやめて次の事業として取り組むわけでしょうが、その中で実施期間が令和2年度から令和6年度までの5年間とうたっているわけですね。それで5年間なんですけど、括弧書きで3年後に事業検証を行い、継続の有無の判断を行う。つまり結果が出なかったらまたやめるということがここに明記してあるわけですね。木の駅プロジェクトにしる、先ほどのこの有機茶にしる、走り出してみたけど結局結果が出なかったからやめるという姿勢ですね。それはそれでそういうやり方もあるんでしょうが、やはり新しい事業に取りかかるときは、きちっとした目的を持って戦略的に取りかかると、それは新しい事業を始めたらいかにも町が動いているような感じがしますが無駄使いですね、はっきり言うて。こういう姿勢は改めるべきじゃないかと思いますよ。私、これを見て、本当少し大丈夫かなという気がしておるわけですよ。それで、木の駅プロジェクトも結局、木を集めて、丸太券を出して、地域内でお金を回すということは少しはできたんでしょうが、結局人もそうですが、森林を活用して何かを生み出したかという、決して、全否定はしませんけど、そんな大きな成果は上がっていないわけですね。木の駅プロジェクトの延長かどうか知りませんが、津和野町がこの間も紹介しましたように、木質バイオマスの発電所を、津和野町がつくるわけじゃないですけど、事業者を呼び込んで、地域の木を切って、そしてあそこに町がチップ工場をつくって石州造林が木を集めてチップをつくって、トン9,000円で売るわけですよ。6,000トン使う計画ですので、5,400万円ですか。それと法人税が700万円ぐらい落ちるというのを聞いていますので、結構な金が町内に落ちるわけですね。やっぱり一つの新しい事業、これは多分職員の方の強い思いがあってこの事業が成就したんだと思いますけど、やはりただ補助金があるからとか何とかじゃなくて、新しい事業を取り込むときにはそれだけの戦略を持ってやると、最初から継続の有無を判断するというようなことを書いておいたんじゃないかと思いますが、町長、どう思われますか。地域商社にしる、何にしる、私たちがやめろと言うておるんじゃないかと、もうちょっときちっとした計画を出してほしいという思いを持っておるからこそ質問しておるわけですので、決して皆さんが一生懸命考えてやられることを否定して潰そうとかそういう考えで質問しておるわけじゃないですので、お互いが議論し合いながらいい方向に行きたいと思いますから、せめてこういう文言を出さんような計画を立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般2月の28日のところで産業課のほうから説明をさせていただきました。今回はああして森林環境譲与税のまず財源がある、財源があるからどうこうということではないんですけど、森林環境譲与税と地域おこし協力隊制度を使って人材の育成をしながら、それから壊れない道づくりをして、林道づくりをして、そして将来性のある山の資源をしっかり活用していきましょうとこういう思いの中でやっているわけでございまして、戦略性がないという

ことであれば、それは数的なことかも知れませんが、先日の資料にもありますように、背景であるとか、目的であるとか、そうしたことはしっかり押さえていただいて、制度設計なりをさせていただいたということでございます。19ページの中ほどにもその実施期間ということで、先ほど御指摘のありました令和2年度から6年度までのまず5年間をやってみるということで、当然、新しく始める事業ということでもございますので、コストとか経費のことも含めての検証は当然しなければならないわけでございます。先ほど9番議員のところから柔軟な対応ということでございましたが、非常にそうしたところが難しいところでございます、事業を走らせていく中でやはり難しい部分ということが出てくるわけでございますから、しっかりそこらあたりを検証しなければならないということでございます。なかなかこういう事業の継続の有無も判断を行うとか、そうした活字が見えないようにということもございますが、これを見えない形にするのはいとも簡単なことでございますが、事業を進めていく中で困難性が出ればどうしてもやっぱり軌道修正もしなければならない。ですからそこを検証していくということもございますから、端的に言って継続の有無、やるかやらないかという両極の記載もしているわけでございますけど、これは行政がよく使う言葉でもございますけど、一旦始めても難しかったところについてはやはり早い段階でストップをかけていくというようなこともあるわけでございますので、そのところはお読み取りをいただきたいと思っております。

今回始めます事業、令和2年度から当面5年間のスパンでお示しをさせていただいておりますけれど、森林環境譲与税とか、そこらあたりが今の状況ではまだまだ当然続いていくわけでございますので、上手な財源の活用もしながら、これはまずやってみて次のステップとして、またレベルアップできるような活用策とか担い手の育成とかあるのであれば、ここはまた続けて継続をさせていただきたいという思いでございます。

このことであつたり、地域商社のことであつたり、なかなか十分な資料のお示しができなかったということは当然あるかと思っておりますけれど、我々の思いの部分のところはぜひ酌み取っていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 参考資料の86ページの上段に消防費ということで消防団用備品購入費とか機械器具購入費とかということで計上されてはいますが、消防団の備品は十分きちんとしてろうとかにやいけないと思うんですが。

ことしの正月ですか、出初め式のときに消防のホースが一部裂けたか穴があいとるんかわかりませんが、途中から噴き出していたような状態のホースがありました。ということは、消防団用の備品の購入費が少ないのでそんな状態になるのかなとも思うんですが、町内のそういう消防ホースの総点検とか、また下七日市大火災がありましたので、その教訓とかということについて消防団と

話し合われたのか、またその反省とか教訓はあったのか、議会に報告もありませんが、そのあたりについてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、前段の消防が用います機材、特にホースという御指摘がありました。ホースも毎年毎年傷んでそうした状況が発生しますので、今回もこの予算の中にホース代と、ホースの購入費用も含まれているということで見ただけならばというふうに思います。

それから、昨年発生しました大規模火災に対する消防団の動きというか、それに対してどうだったかということですが、これにつきましてはまずは町のほうで開催をさせていただきまして、関係者にお集まりいただきまして——その関係者の中に団長さん、それから副団長さんも御出席をしていただいたということがあります。そうしたところで消防団としての意見もお話をさせていただき、かつ住民の皆さんの話も一緒に聞いていただいたという、こうしたことがあります。

それから、消防団独自なんですけれども、これにつきましては以降、定期的に幹部会あるいは本部会というような会議がございます。その場の中で大規模火災を受けてということもありますけれども、どうあるべきかというような話がありました。

昨年、以前にもお話したかと思いますが、特に消防車両の点検の方法を切りかえております。どういうふうに切りかえたかという、それまではそれぞれの団のほうで月1回の点検をしていただいて、その点検報告をペーパーで提出していただいていたというようなことがあります。

このやり方を今年度、平成31年度ですけれども、以降は——火災以降と言っているのかなと思いますけれども、それ以降は毎月1回、六日市の分遣所あるいは柿木の分遣所に車両と消防団員の方に来ていただいて、分遣所の職員さんも含めて車両の点検を行うというような形に切りかえたというところがあります。

それから、もう一つ、大きい変化ですけれども、これは実際に結果的に体制として変えたのが本年の1月1日からということですが、出動体制の変更をさせさせていただきました。言葉にするとなかなかちょっと説明しにくいんですけど、サイレンが鳴って消防団員さんが出動していただくのに、いわば従前は3段階で出動していただいていたということがあります。ことの1月1日以降は2段階で出動をするというように切りかえたということもございます。これもこれまで消防団のほうでいろいろと議論をしていただいて、結果としてそういうふうな方法で今活動をしていただいていると、こういうような経過があるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の71ページです。地域商社の設立事業費ですが、ま

ず初めに、この財団法人の設立で職員体制、設立当初は事務局長1名、職員2名で検討しているということの説明がありました。柿木庁舎の2階が候補地だそうではありますが、この財団法人がことし立ち上がるわけですけれど、この人選ですよ。職員2名と事務局1名の方は、どういふ方がここにつかれるのかということ。

それと71ページの予算、委託料が出ていますけれど、丹後王国に支払うんだと思いますが、この期間がいつまでをもって丹後王国の指導が終了するのか。つまり、丹後王国に委託をしておるわけですけれど、その委託が何年間続くのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

2月28日の全協のところで職員体制とか事務所についての今の考え方を述べさせていただきましたが、まだこの3人で固まったわけではございませんし、場所を柿木に決めたわけでもないですが、おおよそその程度は要るんじゃないかということでこの人数を挙げておるところでございます。

職員の採用につきましては、どうしていくかというのは今後決めていくということでございます。

それから、業務委託の関係ですが、一応、設立をするまでは基本的には令和2年度ですが、この間は設立支援ということでいろいろアドバイスをお願いしようというふうに思っております。それから先をどうするかというのは販路先のいろいろな御紹介とか、その辺で御支援をしていただければ、それはまたそういう面でのつながりというのは持たせていただくことはあると思いますが、現時点でそれじゃあ令和3年度からどうするかということはまだ確実なところは決めてはおりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そうすると、令和2年、ことしの予算が出ていますけれど、1年限りの契約ということでいいんですね。

それと今、職員体制をお聞きしましたけれど、まだ確定はしていないということでしたが、この中に財団法人ですから役場の職員の方が入るとことは考えられないんですけど、公募か何かでやられるんだと思いますけれど、その辺のところのもう少し具体的なところはわかりませんか。例えば、この中に、いやいや、当初は役場の職員も入れるんだというような考えがあるのかどうかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

具体的なところは決めていないと先ほど申し上げたとおりでございますが、——この人数の中

に職員がということですか。今、内部で検討している中では職員がここに出向するとか、そういうことは今の時点では考えてはおりません。ただ、産業課というか、行政のほうとの連携というのは当然必要になってまいりますので、そこら辺は連携してやりたいと思っておりますが、今の時点では職員がこちらに行くというようなことは考えていません。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 71ページの商社の設立の事業費の中で委託料がありますよね。これは今年度だけの予算、つまり来年度の予算には出て……。一応、建前としては出てこないというように理解していいんですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

契約ですから1年ごとにやっています。今のスケジュールが順調に進めば、この人材支援業務、こちらのほうは恐らく要らなくなるだろうと思っております。

それから、設立支援業務という業務名ではなくて今度は——先ほども言いましたが、もしやればそういう新しい販路を拡大していく、新しい商品開発、そういう面でのノウハウを提供してもらおうという上では、それはつながりを持つ可能性もあると思っておりますが、現時点でそのことを決めてはならないということでございます。この業務委託はスケジュールどおり行けば、今年度で終わりです。

○議長（安永 友行君） ほかに。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 簡単なことですが、予算書41ページの電源立地対策事業費のところにあります光熱水費の100万円、この中身についてまずお聞きます。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。予算書41ページ、電源立地対策事業費の光熱水費ということでございます。

電源立地対策事業の交付金なんですが、これは毎年定額のものが入っています。それで、その対象の事業として今回は遊具の設置だとか備品の購入だとか、七日市小学校の空調設備の設置だとかをしています。入札減だとか、そういったこともございます。一部、六日市共同調理場の電気料をこちらのほうに充てさせていただこうというふうに今のところ考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） はい、わかりました。

変わりました91ページ、公営住宅等整備事業費の中の設計委託料があります。今、沢田で工事をして……。ほとんど終わりましたが、その現場では高さ監理ができていないために構造的に境界ブロック等の設置が非常に難しい状態になったりとか、入り口のスロープというか、イン

ターロッキングのところの勾配がきつくなってしまうとかというようなこともあるわけなんですけれども、今度の設計のところについては一定の高さ監理ができるような図面として、そういうようなことにならないようにしていただきたいという思いなんです、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

従来、住宅を建設するという部分では平面で、建物立面図とか、そういった部分に重きを置いておきまして、外構等で平面、住宅の周りの整備をするわけですが、これについてもそういった縦断的なものでなくて平面で監理をしていたと、設計をしていたということがあります。これによって特に、沢田団地は4年間をかけて毎年、幾らかの住宅を解きながら空き地に新たな住宅を建てるという工法をとります。そういった関係で場所によっては下の土地の状況なり、高さも十分……。ちょっと違うようなところが出たというのは担当者のほうからも聞いているところです。

そういう反省に立って、議員言われたように、そういった部分もあったわけですが、既に今年度、令和2年度の部分についての設計はできておるわけですが、今後その中で、令和2年度の工事においてはそういったふぐあいが起こらないような監理の仕方をさせていただきたいというように思っておりますし、また来年度以降、七日市団地のほうに行く計画があるわけですが、これについてはそういった縦断的な部分、建物の中で今まで担当のほうと協議してきた中ではそういった部分はなかったわけですが、そういった要素というのを取り入れながら工事を進めていきたいというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実は先日も新型コロナウイルスの関係で学校このことでお聞きをしておりますが、もう一度お聞きをいたします。

御存じのように休校したという、昨日も言いましたけれども、ことしの部分をやり残して新年度でいろんな形で補習等も含めて勉強を子どもたちにお願いをするわけですが、やっぱり時間の確保というのをするためにもう一度、今の学力調査について見直しをするということが私は必要だというふうに思うんですけれども、その点、再度になりますけれども、考えをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） この件については昨日も答弁させていただきましたけれども、はっきりとした方向性がまだ見えていない中で何とも言いがたいところがあるんですけれども、例えば新年度に入ってもまだ休校が続くかもしれませんし、その辺はまだ見えてこないところがあります。

また、学校によって学習の進度も違ってきますし、その辺はまた現場と調整をしながら今、議

員が言われましたように学力調査に限らず、いろんな例えば学校の行事であるとかといったものを減らして学習の時間に充てるとか、そういったことも考える必要はあると思っていますので、その辺は今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 98ページのスクールバスの運行事業についてお伺いします。

今年度、蔵木から六日市の運行が入りまして、事業費も上がってきたんですが、委託料等も上がっているんですが、この小中学校の、柿木のスクールバスと交流学习等の運行と蔵木地区との、こういう昨年度と今年度の違わない予算だと思うんですが、木部谷、柿木の分のスクールバスの子どもが少なくなった関係で、スクールバスが途中までで、最終的には生活バスがということで奥まで上がるんだと思うんですが、その辺の子どもさんの状況とバスの運行状況は、当分まだ変えるなにかないのか、また、スクールバスと生活バスとを混合してやるということは、どこかでやはり見直しをちゃんとしていかんといけんと思うんですが、そういうところと、それから、あってはならないことなんですが、この事故等があったときの責任は、運行事業者にいくのか町にかかってくるのか、そこのところをお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから、バス全般について報告させていただきます。

公共交通網計画を立てるに当たり、現状の問題点ということで、議員御指摘のスクールバスの状況といいますか、運用の仕方については課題ということで、今、挙がっております。具体的には、公共交通におきましてスクール便という名前をつけておりますが、実態として、なかなか小中学生が乗る機会が少ないというところもありますし、例えば先ほど名前を挙げた蔵木に限って言えば、生活バスとスクールバスが、同じ路線をほぼ同じ時間に走っているとか、合併前の柿木村のエリアについては、専用のスクールバスの中に一般客も乗れるような形にしているという、いろいろなちょっと町内で差が出ておりますので、このことについては、統一といいますか運行形態を見直しながら、より合理的な方向へしていくことは、今、考えているところでございます。ちょっと重複するかもしれませんが、スクールバスの運行時間についても公共交通会議や、また教育委員会のほうと調整をしていきたいとも考えているところでございます。

責任ということでございますが、道路運送法の適用により若干異なります。若干というか異なります。今の吉賀町内の2つの事業者が直接車両を所有して運行している路線につきましては、全て事業者の責任においてやっていただく必要がありますし、スクールバスにおきましては、道路運送法の中による自家用有償運送ということで、町が直営で行っておりますので、これは最終的には町に責任があるものと区分しているところでございます。

以上です。

- 議長（安永 友行君） ほかにありませんか。光長教育長。
- 教育長（光長 勉君） 今、企画課長のほうから、スクールバスについては町に全面的に責任があるということと言われたんですけども、スクールバスの業務委託をするその委託料の中に、保険料等も含まれていまして、それは受託業者のほうで事故等があったときは責任を取るということになると思います。
- 議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。
- 教育長（光長 勉君） 議長、ちょっと訂正をさせて。
- 議長（安永 友行君） 何の……。
- 教育長（光長 勉君） 答弁の。（発言する者あり）
- 議長（安永 友行君） 先ほど、あの野菜の分か。
- 教育次長（大庭 克彦君） はい。
- 議長（安永 友行君） 給食の野菜等についての答弁が、少し数字が違っていたそうなので、それについて訂正してもらいます。大庭教育次長。
- 教育次長（大庭 克彦君） 大変申し訳ありませんでした。数字に少し誤りがありました。28年度は、先ほど申し上げた40%です。29年度が、先ほど39と言いましたが42%、それから30年度が43%でございます。大変申し訳ありませんでした。
- 議長（安永 友行君） それでは、以上で質疑がないようですが、よろしいです。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。
これより討論を行います。反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
日程第26、議案第29号令和2年度吉賀町一般会計予算を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
- 議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第1号

- 議長（安永 友行君） 続いて、日程第27、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、総務常任委員会から報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。

令和2年3月12日。

総務常任委員会委員長、中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第1号。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和2年3月12日。

3、審査結果、可決、賛成多数です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第27、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。ちょっとはつきり挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第28. 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第28、発議第2号農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○**経済常任委員長（大多和安一君）** 経済常任委員会の報告をいたします。

お手元に配付しております報告書を読み上げて、報告にかえます。

令和2年3月9日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第2号。

件名、農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和2年3月9日。

3、審査結果、可決、これ、全員賛成でした。

以上です。

○**議長（安永 友行君）** 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（安永 友行君）** 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（安永 友行君）** 賛成討論はありませんか。10番、庭田議員。

○**議員（10番 庭田 英明君）** 農産物検査制度の見直しを求める意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

理由は、特に子どもたちの命と安全を守るためであります。現在、特に玄米に対してはカメムシの食害が0.1%混入、つまり米、玄米1,000粒に1粒のカメムシの被害米が入っていたら、1粒以上入っていたら、1等米から2等米に格が、ランクが下がります。そのことによって、18年度は1等米と2等米の差が600円あります。2等米と3等米の差は1,000円あります。

農業者は、この価格の下落を防ぐために夏の暑い時期、特に子どもたちが夏休みの時期に、当吉賀町では、旧六日市地区ですが、朝早くから実に農薬の希釈の8倍という、本当に濃い農薬をヘリコプターによってまき散らしております。このことは、今、大変問題になっておりまして、昔は塩素系の農薬が使われていたわけですけど、塩素系から有機リン剤の農薬にかわって、今、

ネオニコチノイドという神経系の農薬にかわっております。この農薬は吸収されますので、洗っても落ちません。つまり、この農薬をかけた野菜なり農作物は、全てが体に取り込まれるわけがあります。

ミツバチの大量失踪などが報道されましたが、神経を狂わすわけですので、今、15人に1人という子どもたちの発達障がいと言われていますが、はっきりした因果関係はないと言いながらも、子どもたちに大変な被害を与えているわけであります。

自分たちの利益のために将来につけを残す、このような、早く言いますと、農薬会社のためにあるような制度は、ぜひ廃止すべきだと考えております。ヨーロッパでは既に、ネオニコの屋外での散布は禁止されております。今、実際に使われておるのは、しかも基準を上回って使われておるのは日本ぐらいのことです。このことは、いずれ子どもたちに影響が出ますし、日本の国自体の大きな損失になると思っております。ぜひ、見直すべきであると考えまして、この意見書に賛成をするものであります。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 以上で討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第28、発議第2号農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、請願第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第29、請願第1号萩・石見空港活性化に関する請願を議題とします。

本案については、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。

令和2年3月12日。

総務常任委員会委員長、中田元。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第237号、請願第1号。

件名、萩・石見空港活性化に関する請願。

2、審査年月日、令和2年3月12日。

3、審査結果、採択、全員賛成と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第29、請願第1号萩・石見空港活性化に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は採択することに決定をされました。

日程第30. 陳情第1号

○議長（安永 友行君） 日程第30、陳情第1号町道二ノ宮線の改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情を議題とします。

本案についての経済常任委員会の報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） お手元に配付しております陳情審査報告書を読み上げて報告にかえます。

令和2年3月9日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号、第227号、陳情第1号。

件名、町道二ノ宮線の改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情。

2、審査年月日、令和2年3月9日。

3、審査結果、採択、全員賛成と決した。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、陳情第1号町道二ノ宮線の改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は採択されました。

日程第31. 閉会中の継続審査について

○議長（安永 友行君） それでは引き続き、日程第31、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

ここでお諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第32. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第32、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済、広報広聴各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可いたします。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、今定例議会へ執行部のほうから御提案をさせていただきました全議案につきまして、可決の御承認をいただいたところでございます。本当にありがとうございました。

なお、議案審議あるいは一般質問の中で、今回も非常に貴重な御意見を頂戴することとなりました。この点につきましては、引き続きこれからも事務執行にしっかり反映をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、依然、本日現在も終息の域には達していないというような状況でございます。この件につきましては、既に報告もさせていただいたところでございますが、本町におきましては、2月の3日に、これに係ります対策本部を立ち上げまして、対策を講じておるところでございます。現状におきましては、町内を含め県内での感染者がまだ発生していないということでございますが、政府からの要請に基づきまして、3月の2日から町内全小学校、中学校を休校にするとともに、放課後児童クラブ、学童保育でございますが、こちらにつきましても、どうしても自宅待機が困難なお子さんに限定をしてではございますが、平日と土曜日の終日の時間帯で開設も行っているところでございます。現状は、状況は日々刻々と変わっているわけではございますが、的確な情報把握に努めながら、国あるいは島根県からの指示に従って、対策本部を中心に対策を講じてまいりたいと思います。

なお、今、3月でございます。もう少したちますと4月ということで、どうしてもこの年度末、年度初めは、大変大きなイベントが多い時期となっておりますところでございます。先般申し上げましたが、吉賀町といたしましては、感染の拡大を防止をするという観点から、不特定多数の皆さ

んがお集まりになるような大きなイベントにつきましては、基本的には中止もしくは延期ということで、対処させていただいておるところでございます。このことにつきまして、町民を初め関係者の皆様には、本当に大きな御不便をおかけすることになるわけでございますが、この点につきましては、どうか御理解を賜りたいと思います。

それから、年度末、どうしても職員の退職の時期でございます。今年度も管理職として、こちらの議会にも出席をさせていただいておりました税務住民課の齋藤課長が、定年により、今年度末をもって職場を去ることになりました。実質の勤務は、あと2週間ばかりあるわけでございますが、議会への公式の出席は本日が最後になります。大変恐縮でございます。自席からではございますが、退任に当たっての課長のほうから議員の皆様方に御挨拶を申し上げたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、今回の定例会の閉会に当たっての御挨拶にかえさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 課長、どうぞ。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。まず、貴重な時間を私に与えていただきました安永議長様に、深く感謝申し上げます。

それでは、御挨拶をさせていただきます。

私、本年3月31日をもちまして、定年退職を迎えることとなりました。昭和53年4月に柿木村役場に就職し、以来42年の役場勤務でありました。この42年間振り返りますと、職場は大変大きく変わりました。入職当時は十分な電卓等はなく、慣れないそろばんを使い、帳票や書類は手書きが常でありました。現在は机には2台のパソコンが置かれているのが普通となり、公務の至る所にOA化が急速に進み、働き方も大きく変わる中で、あっという間の42年だったというように思います。

また、何といたしても大きく変わったのは、行財政基盤の確立を目的としました平成の大合併の中で、平成17年10月に吉賀町が誕生したことです。

また、最も思い出深い出来事も、平成16年4月からこの合併協議会事務局に、現在の岩本町長が事務局長のもと、事務局次長として合併協議に携われたことだと思っております。今、振り返りますと、毎月定例的に協議会を開催し、26の合併協定項目について両町村の議会の代表の委員の皆様、住民代表の委員の皆様と真剣に討議をし、26の合併協定項目について、両町村のそれぞれの歴史やまちづくりの違いを尊重する中で、ぎりぎりの協議の中で合併協定を決定し、1年半をかけてそれぞれの町村で住民合意を図りながら、吉賀町が誕生したことだと思っております。

今議会の一般質問の中で町長からも報告されたところですが、六日市町は昭和の大合併で誕生

し、インターチェンジの有機的な利用と福祉のまちづくりの推進を掲げ、柿木は明治22年の町村制以来、合併を経験せず、114年の歴史を持ち、健康と有機の里を掲げている町政方針の全く違う2つの町村でありました。当時の委員の中には、既にお亡くなりになられた方もおられます。これらの委員の方々の献身的な協議や協力によって、この合併がなされたということを決して忘れてはならないというふうに思っております。現在の吉賀町の現状に鑑み、改めて当時の委員の皆様に敬意を表したいと思っております。

さて、3月31日、退任以降であります。少し時間もできます。町長の目指す吉賀町民の一体感の醸成に向けたまちづくりについて、微力ながら一住民として協力させていただきたいと考えております。

また、平成23年4月に税務住民課長を拝命し以来9年間、議会の皆様には格別な御理解と御協力を賜りました。おかげをもちまして、課長の職を全うすることができたと厚く感謝いたしております。ありがとうございました。

最後になりましたが、今後の吉賀町議会の御繁栄、議員の皆様方の益々の御活躍と御健勝をお祈りし、退任に当たり挨拶をさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） ただいま退職の御挨拶をいただきました齋藤税務住民課長におかれましては、旧柿木村時代から長年にわたり村行政、町行政に携わっていただきました。

また、管理職になられてからは、両町村の合併も含めた中で御苦労も多かったと思いますが、大変お疲れ様でした。今後は行政から離れられましても、地域活動などいろいろな側面から吉賀町発展のため御尽力いただければと思います。

今後の御健勝と御活躍を心よりお祈りをします。本当に御苦労様でございました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） それでは、以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和2年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。

午後2時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員